

日本集団精神療法学会教育研修システム要項

本会は定款に定めるところに従い、会員及び集団精神療法に関心をもつ者の教育研修に関する事業を行うこととする。これを教育研修システムと呼び、以下にその要項を定める。

第1条（教育研修委員会）

1. 会員及び集団精神療法に興味関心をもつ者の教育と研修に携わる係を「教育研修委員会」とする。
 - a) 教育研修委員会は教育と研修の事業を組織し、これを提供する。
 - b) 本会が定めるグループサイコセラピスト及びスーパーバイザーの認定に関し、一定の研修及び活動実績を挙げた者の認定申請を受け付け、その申請内容を確認し、認定審査委員会に通知する。
 - c) 文献及び図書などの情報を提供するシステムを整備する。
2. 教育研修委員会は若干名の教育研修委員で構成される。
 - a) 理事長は理事、代議員のなかから、教育研修委員長、教育研修副委員長を任命する。また理事長は理事、代議員及び会員のなかから教育研修委員として、下記の規定に基づき、地区委員12名以内、ならびに職域委員若干名を任命する。
 - b) 地区委員は、北海道地区、東北地区、関東地区、甲信越・北陸地区、東海地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州・沖縄地区の理事、代議員から、地区毎に最低1名を置き、教育研修システム運営上必要な場合は複数名置くことができる。
 - c) 職域委員は、精神保健福祉士、心理職、作業療法士、医師、看護師・保健師、その他（保育士、指導員、薬剤師、医療以外の分野など）の職種から偏りなく任命される。（ただし職域委員は、ことにスーパーバイザーではない、理事、代議員以外の会員とする）。
 - d) 理事長は、地区委員及び職域委員の任命にあたり、理事、代議員または会員から、自薦、他薦を問わず推薦を受けることが出来る。
 - e) 教育研修委員長、教育研修副委員長及び教育研修委員の任期は理事の任期に合わせて2年とするが、再任は妨げない。
 - f) 教育研修委員会の内部に、教育研修委員長、教育研修副委員長、若干名の教育研修委員、教育研修委員会担当事務局員によって構成する運営委員会を組織し、教育研修委員会業務に当たるものとする。
 - g) 教育研修委員会は、主に年次学術大会及び秋の研修会開催時に教育研修委員会会議を開催する。その他に、適宜臨時会議を開催する。
3. 教育研修委員会の役割
 - a) 年次学術大会に教育的意義が配慮されるよう助言する。
 - b) 年次学術大会のプレコングレス、秋の研修会、などの研修会を主催する。研修の内容は、体験グループ、事例検討及び講義、などとする。
 - c) スーパーバイザー、グループサイコセラピスト及びキャンディディートの定例会（キャンディディート、グループサイコセラピスト、スーパーバイザーの頭文字を取り「CGS-ミーティング」と略す）を年次学術大会及び秋の研修会開催時に開催する。
 - d) 各地区での研修会開催を支援する。
 - e) キャンディディートの教育研修を援助する。
①キャンディディート登録の窓口となる。

- ②キャンディディートへのオリエンテーションを行う。
 - ③各キャンディディートの教育研修について相談に応じる。
 - ④直接指導に当たったスーパーバイザーと協力して、キャンディディートの研修を援助する。
 - ⑤必要に応じて、キャンディディートにスーパーバイザーを推薦する。
 - ⑥地区委員であるスーパーバイザーまたは地区委員から依頼されたスーパーバイザーは、グループサイコセラピスト認定を申請したキャンディディートと面接を行い、その結果を教育研修委員長に報告する。
- f) グループサイコセラピストの活動を援助する。
- ①教育研修委員会が主催する研修会において、コンダクターの体験ができるよう援助する。
 - ②教育研修委員会が主催する研修会において、スーパーバイザーの体験ができるよう援助する。
- g) スーパーバイザーの活動を援助する。
- ①スーパーバイザーとしての役割遂行のための相談に応じる。
 - ②スーパーバイザーのための教育研修プログラムを企画し運営する。
- h) 教育研修委員長は、グループサイコセラピスト認定及びスーパーバイザー認定において以下の役割を果たす。
- ①グループサイコセラピスト認定においては、地区委員であるスーパーバイザーまたは地区委員から依頼されたスーパーバイザーからキャンディディートとの面接について報告を受ける。また、キャンディディートから提出された申請書の内容について、事実確認を行う。
 - ②スーパーバイザー認定においては、グループサイコセラピストから提出された申請書の内容について、事実確認を行う。

第2条（認定審査委員会）

1. グループサイコセラピストとスーパーバイザーの認定に携わる係を「認定審査委員会」とする。
 - a) 教育研修委員長から通知されたキャンディディートのグループサイコセラピスト認定申請に関する審査、ならびにグループサイコセラピストのスーパーバイザー認定申請に関する審査を行う。
 - b) 認定は認定審査委員会の審査に基づき、理事会の承認を受けて本会が行う。
2. 認定審査委員会は若干名の認定審査委員で構成される。
 - a) 審査委員は理事であるスーパーバイザーのなかから理事長が選任する。
 - b) 認定審査委員長は理事長が務める。
 - c) 審査委員の氏名及び審査過程の内容は非公開とする。

第3条（認定）

1. グループサイコセラピスト
 - a) 集団精神療法について、一定の研修実績を修めた者をグループサイコセラピストとし、これを本会が認定する。
 - b) グループサイコセラピスト認定規定に定める応募要件を満たし、グループサイコセラピストの認定を得るために登録した者をキャンディディートとする。
 - c) グループサイコセラピストの名簿は会員に、キャンディディートの名簿は代議員に、それぞれ公開されることとする。
 - d) グループサイコセラピストの認定に関しては、別に「グループサイコセラピスト認定規定」を定

めることとする。

2. スーパーバイザー

- a) 研修会などを通してキャンディディット及びグループサイコセラピストを教育し、スーパービジョンを行う者をスーパーバイザーとし、これを本会が認定する。
- b) スーパーバイザーは、教育研修委員会が主催する研修会でのスーパーバイザーや、年次学術大会の司会及び座長を引き受けるなど、本会の教育研修に積極的に協力、参加する義務を負う。
- c) 教育研修委員会と連携し、キャンディディットの教育研修に協力する。キャンディディットがグループサイコセラピスト認定の要件を満たしたとき、教育研修委員長にこれを推薦する。
- d) 「CGS-ミーティング」に参加し、教育研修のあり方について話し合う。
- e) スーパーバイザーの名簿は会員に公開されることとする。
- f) スーパーバイザーの認定に関しては、別に「スーパーバイザー認定規定」を定めることとする。

第4条 (認定の失効及び取り消し)

1. グループサイコセラピスト認定

- a) 本会を退会した者及び除名となった者は、グループサイコセラピストの認定を失うこととする。
- b) 理事会が、グループサイコセラピスト認定に瑕疵があると判断した者は、グループサイコセラピストの認定を取り消すこととする。

2. スーパーバイザー認定

- a) 本会を退会した者及び除名となった者は、スーパーバイザーの認定を失うこととする。
- b) グループサイコセラピストの認定を取り消された者は、同時にスーパーバイザーの認定を失うこととする。
- c) CGS-ミーティングに連続して4回欠席した者は、スーパーバイザーの認定を失うこととする。
この失効については、連続して欠席した4回目のCGS-ミーティングの開催日が、1月1日から6月30日までの者は認定の失効日を7月1日に、7月1日から12月31日までの者は認定の失効日を1月1日に、それぞれ定めるものとする。
- d) 病気、介護など、やむを得ない事情により、スーパーバイザーがCGSミーティングに長期間参加できない場合、スーパーバイザーは認定を休止することができる。休止を希望する者は規定の『スーパーバイザー認定休止申請書』を用いて申請するものとする。申請書の提出先は教育研修委員長とし、休止の可否及び期間は教育研修委員長が判断する。休止期間は教育研修委員長が休止を認めた日から原則最長3年とする。
 - ①休止期間は、スーパーバイザーとしてのCGSミーティング出席義務を免除する。
 - ②休止期間は、キャンディディットの研修実績となるスーパービジョンは行えない。
 - ③休止期間は、会員ページに掲載されるスーパーバイザーナンバーブックに「休止中」と記載する。

第5条 (教育研修システムの改訂)

1. この教育研修システムは、理事会の承認により改訂され得る。

附則

1. この教育研修システムは、2019年4月1日から施行する。

グループサイコセラピスト認定規定

本会は教育研修システムのひとつとして、以下の通りグループサイコセラピスト認定規定を定める。

第1条（基本の構造）

1. グループサイコセラピスト認定を望んで教育研修委員会に登録した者をキャンディデイトと呼ぶ。キャンディデイトの登録には以下の要件を満たしている必要がある。
 - a) 一般社団法人日本集団精神療法学会正会員の者であること。
 - b) 本会の会員となってから、1年を経過していること。
 - c) 教育研修委員会が主催する研修会に参加したことがあること。
2. グループサイコセラピスト認定を申請する者は、キャンディデイトの登録以後2年以上の研修期間を必要とする。
3. グループサイコセラピスト認定を申請する者は、体験グループや事例検討など、第2条1.に定める研修実績を必要とする。
4. グループサイコセラピスト認定を申請する者は、主たるスーパーバイザーによる推薦と、地区委員であるスーパーバイザーまたは地区委員から依頼されたスーパーバイザーの面接を必要とする。
5. この規定に基づくキャンディデイトの登録等については、別に定める「キャンディデイト登録及びグループサイコセラピスト認定申請に関する細則」による。

第2条（各論）

1. グループサイコセラピスト認定を申請するキャンディデイトは、以下の通りの研修実績を必要とする。
 - a) 体験グループ
 - ①キャンディデイトは自らがメンバーとなり、教育研修委員会主催もしくはスーパーバイザーの責任で実施された体験グループに参加しなければならない。教育研修委員会主催もしくはスーパーバイザーの責任において実施された以外の体験グループについては、理事会の承認が得られればこれを同等と扱う。
 - ②体験グループの参加総時間数は24時間以上であり、そのうち教育研修委員会主催の体験グループ参加が12時間以上でなければならない。また、上記24時間のうち、オンラインによるものは、8時間を上限として認める、その場合、参加証や研修記録に「オンライン」と明記すること。
 - b) 事例検討及び講義
 - ①キャンディデイトは、教育研修委員会主催またはスーパーバイザーの責任で実施された事例検討及び講義を受けなければならぬ。教育研修委員会主催またはスーパーバイザーの責任において実施された以外の事例検討及び講義については、理事会の承認が得られればこれを同等と扱う。
 - ②事例検討には個別のスーパービジョンによる指導と、グループでのスーパービジョンによる指導を共に含めるものとする。講義の時間数は、認定スーパーバイザーが責任をもって指導した、“グループ体験や事例検討等を含む研修での講義”を加算対象とする。座学のみの講義研修は対象外とする。
 - ③キャンディデイトは特定のスーパーバイザーからの指導に偏ることなく、複数のスーパーバイザーから指導を受けなければならない。また、その中の1名を主たるスーパーバイザーと定め、キャンディデイトが自らコンダクター（もしくは、治療者、リーダー、など）を務めたグループ経験について、一定期間に亘って指導を受けなければならない。
 - ④スーパービジョンの費用は、スーパーバイザーとキャンディデイトとの契約で決めることとする。

る。

- ⑤事例検討の総時間数は 24 時間以上であり、そのうち教育研修委員会主催の事例検討が 3 時間以上でなければならない。なお、グループでのスーパービジョンの場合は、発表者はその実時間数を、参加者には 3 分の 1 の時間数を算定することとする。講義の場合は、実時間数の 3 分の 1 の時間数を算定し、6 時間を上限として認める。その場合、参加証や研修記録に「講義」と明記すること。また、上記 24 時間のうち、オンラインによるものは、12 時間を上限として認める、その場合、参加証や研修記録に「オンライン」と明記すること。
2. グループサイコセラピスト認定を申請したいキャンディディートは、上記の各要件を充足した後、主たるスーパーバイザーからの推薦を受け、スーパーバイザーである地区委員との面接を受ける。その後、規定の申請書に研修履歴を記入し教育研修委員長に提出する。
 3. この規定に基づく認定申請のための手続き等については、別に定める「キャンディディート登録及びグループサイコセラピスト認定申請に関する細則」による。

第3条（規定の改定）

1. この規定は、理事会の承認により改訂され得る。

附則

1. この規定は、2021 年 3 月 1 日から実施する。

キャンディディート登録及びグループサイコセラピスト認定申請に関する細則

1. キャンディディートの登録に関しては以下のとおりとする。
 - a) キャンディディートになろうとする者が申込書を提出した後、その登録料の振込が教育研修委員会によって確認された日を登録日とする。
 - b) 登録日が 1 月 1 日から 6 月 30 日までの者は研修開始日を 7 月 1 日に、登録日が 7 月 1 日から 1 月 31 日までの者は研修開始日を 1 月 1 日に、それぞれ定めるものとする。
 - c) 本会の会員となってから 1 年未満の者がキャンディディートに登録した場合は、本会入会から 1 年を経過した日を登録日とし、前項の規定に合わせて研修開始日を定めるものとする。
 - d) 研修期間は研修開始日から 2 年以上とする。研修開始日以前の第 2 条 1. - a) 及び b) に相当する実績は、これをグループサイコセラピスト認定申請の実績として算定できないものとする。
 - e) キャンディディートの登録料は年額 5000 円とする。
 - f) 3 年続けて登録料を滞納した場合、キャンディディートの登録を抹消することとする。
 - g) 本会を退会した者及び除名となった者は、キャンディディートの登録を抹消することとする。
 - h) 出産、育児、留学など、やむを得ない事情がある場合、キャンディディートは登録を休止することができる。休止を希望する者は規定の『キャンディディート登録休止申請書』を用いて申請するものとする。申請書の提出先は教育研修委員長とし、休止の可否及び期間は教育研修委員長が判断する。休止期間は教育研修委員長が休止を認めた日から原則 3 年以内とする。
2. グループサイコセラピスト認定の申請に関しては以下のとおりとする。
 - a) グループサイコセラピスト認定を申請する者は、キャンディディート登録時に配布した『研修記録』に研修実績を記入して申請するものとする。
 - b) 第 2 条 1. - a) 及び b) の研修実績を証明する参加証などのコピーを『研修記録』に添えて、書留で教育研修委員長に提出する。提出する申請書類は 2 部作成し、1 部を教育研修委員長に提

出し、1部はキャンディディト本人が控えとして保管することとする。

3. この細則は、理事会の承認により改訂され得る。

附則

1. この細則は、2019年4月1日から実施する。

スーパーバイザー認定規定

本会は教育研修システムのひとつとして、以下の通りスーパーバイザー認定規定を定める。この規定は第1条（基本の構造）、第2条（各論）、そして附則からなる。本会はキャンディディト、グループサイコセラピスト、スーパーバイザー、そして会員間の「相互研修」を当初から目指しており、「相互研修」をもってスーパーバイザーの質の向上を目指すものとすることを本規定冒頭に記しておく。

第1条（基本の構造）

1. スーパーバイザー認定を申請する者は、グループサイコセラピストの認定を受けて以後、3年間を越える経験を必要とする。
2. スーパーバイザー認定を申請する者は、グループサイコセラピストとして第2条1. に挙げる各領域において、偏ることのない活動実績を必要とする。
3. スーパーバイザー認定を申請する者は、すでに本会より認定されているスーパーバイザーの推薦を必要とする。

第2条（各論）

1. スーパーバイザー認定を申請するグループサイコセラピストは、認定を得るために以下の通りの活動実績を必要とする。

a) 年次学術大会・研修会への出席

スーパーバイザー認定を申請する日から、遡って過去丸5年の間に下記の出席条件を満たしていること。

①年次学術大会に3回以上。

②教育研修委員会が主催する研修会（年次学術大会のプレコングレス、秋の研修会、など）に5回以上。

③「CGS-ミーティング」に5回以上。

b) 年次学術大会・研修会、論文などにおける発表

①本会入会後、スーパーバイザー認定を申請する日までの間に年次学術大会での発表体験（一般演題、シンポジウム）が1回以上あること。

②本会入会後、スーパーバイザー認定を申請する日までの間に本会学会誌への論文掲載（査読のある論文、第一執筆者である場合に限る）が1編以上あること。

③本会のグループサイコセラピスト認定後、スーパーバイザー認定を申請する日までの間に教育研修委員会が主催する研修会、あるいは本会の認める研修会での事例検討プログラムにおける事例発表体験が2回以上あること。

c) 教育研修委員会が主催する研修会でのコンダクタ体験

本会のグループサイコセラピスト認定後、スーパーバイザー認定を申請する日までの間に教育研修委員会が主催する研修会でのコンダクタ体験が1回以上あること。

d) 教育研修委員会が主催する研修会でのスーパーバイザー体験

- 本会のグループサイコセラピスト認定後、スーパーバイザー認定を申請する日までの間に教育研修委員会が主催する研修会におけるスーパーバイザーの体験が1回以上あること。
2. スーパーバイザー認定を申請したいグループサイコセラピストは、上記の各要件を充足した後、2名の本会が認定するスーパーバイザーからそれぞれ書面による推薦を受け、これらの報告を教育研修委員会に提出して、審査されるものとする。なお、本会が認定するスーパーバイザーが書面によって与える推薦には、当該グループサイコセラピストがスーパーバイザーの認定を受けるに相応しいという判断をするに至った根拠（具体的にどういった機会にこのグループサイコセラピストの活動を見て判断したかといった点）を記載していなければならない。
 3. この規定に基づく認定申請のための手続き等については、別に定める「スーパーバイザー認定申請に関する細則」による。

第3条（規定の改訂）

1. この規定は、理事会の承認により改訂され得る。

附則

1. この規定は、2019年4月1日から実施する。

スーパーバイザー認定申請に関する細則

1. スーパーバイザー認定を申請する者は、教育研修委員会が定めた『スーパーバイザー認定のための申請書』を用いて申請するものとする。
2. スーパーバイザー認定の申請料は1回につき5000円とし、2014年4月1日以降これを徴収する。
3. 『スーパーバイザー認定のための申請書』は教育研修委員会事務局が作成し、使用マニュアルと共に用意する。希望する会員はこの申請書を教育研修委員会事務局に文書をもって請求し入手することができる。申請書の提出先は教育研修委員長とする。
4. この細則は、理事会の承認により改訂され得る。

附則

1. この細則は、2019年4月1日から実施する。

スーパーバイザー再認定規定

第1条（基本の構造）

1. 教育研修システム要項第4条2.-c)の定めによりスーパーバイザー認定を失った者は、本規定に則りスーパーバイザー認定を再び申請することができる。
2. スーパーバイザー認定を再び申請する者は、認定を申請する日から遡って過去5年の間に、第2条1.に定める活動実績を必要とする。
3. スーパーバイザー認定を再び申請する者は、すでに本会より認定されているスーパーバイザーの推薦を必要とする。

第2条（各論）

1. スーパーバイザー認定を再び申請する者は、認定を得るために以下のa)の条件を全て充足し、b)に定めるいずれかの活動実績を必要とする。
 - a) 年次学術大会・研修会への出席
 - ①年次学術大会に3回以上。
 - ②教育研修委員会が主催する研修会（年次学術大会のプレコングレス、秋の研修会、など）に3回

以上。

③「CGS-ミーティング」に3回以上。

b) 教育研修への協力及び研究発表の実績

①スーパーバイザー認定を再び申請する日までの間に教育研修委員会が主催する研修会でのコンダクター及びスーパーバイザーの体験が各1回以上あること。

②スーパーバイザー認定を再び申請する日までの間に年次学術大会での発表体験（一般演題、シンポジウム）が1回以上あること。

③スーパーバイザー認定を再び申請する日までの間に本会学会誌への掲載論文（第一執筆者である場合に限る）が1編以上あること。

④スーパーバイザー認定を再び申請する日までの間に教育研修委員会が主催する研修会、あるいは本会の認める研修会での事例検討プログラムにおける事例発表体験が2回以上あること。

2. スーパーバイザー認定を再び申請する者は、認定を得るために上記の要件を充足した後、再びスーパーバイザー認定を受けてから1年間の活動について意向を記載していなければならない。

3. スーパーバイザー認定を再び申請する者は、上記の2項を充足した後、2名の本会が認定するスーパーバイザーからそれぞれ書面による推薦を受け、これらの報告を教育研修委員会に提出して、審査されるものとする。なお、本会が認定するスーパーバイザーが書面によって与える推薦には、当該グループサイコセラピストがスーパーバイザー認定を再び受けるに相応しいという判断をするに至った根拠を記載していなければならない。

4. この規定に基づく再認定申請のための手続き等については、別に定める「スーパーバイザー再認定申請に関する細則」による。

第3条（規定の改訂）

1. この規定は、理事会の承認により改訂され得る。

附則

1. この規定は、2019年4月1日から実施する。

スーパーバイザー再認定申請に関する細則

1. スーパーバイザー認定を失った後に再び認定を申請する者は、教育研修委員会が定めた『スーパーバイザー再認定のための申請書』を用いて申請するものとする。

2. スーパーバイザー再認定の申請料は1回につき5000円とし、2014年4月1日以降これを徴収する。

3. 『スーパーバイザー再認定のための申請書』は教育研修委員会事務局が作成し、使用マニュアルと共に用意する。希望する会員はこの申請書を教育研修委員会事務局に文書をもって請求し入手することができる。申請書の提出先は教育研修委員長とする。

4. この細則は、理事会の承認により改訂され得る。

附則

1. この細則は、2019年4月1日から実施する。